

〔法第十五条の二の三、法第十五条の二の四〕

作成日： 令和4年10月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔焼却〕(令和4年9月度)

対象期間： 令和4年 9 月 1日 ～ 令和4年 9 月30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量〔規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ〕

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	0.016 (t /月)
廃油	0.493 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	110.95 (t /月)
紙くず	30.64 (t /月)
木くず	47.08 (t /月)
繊維くず	12.25 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉱さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)〔規十二條の七の二-ロ、規十二條の七の五-ロ〕

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
測定結果が得られた日	令和 4年9月30日	令和 4年9月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	728	139		別紙2の通り※2

ばいじんの除去の実施状況と措置〔規一十二条の七の五-ハ〕

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 4年 9月 30日	令和 4年 9月 1日～30日

排ガスの測定結果〔規十二條の七の二-ニ、規十二條の七の五-ニ〕

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り※1	別紙1の通り※1
採取した年月日	令和 4年 6月22日	令和 4年 6月22日
測定結果が得られた日	令和 4年 7月13日	令和 4年 7月 6日
ダイオキシン類※3		0.88 (ng-TEQ/m3)
ばい煙量又はばい煙濃度※3	硫黄酸化物 10未満 (ppm)※5 ばいじん 0.001未満 (g/m³)※5 塩化水素 23 (mg/m³)※5 窒素酸化物 10未満 (ppm)※5	

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。